

〔出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組〕

経営基盤の充実・強化

- ・17年度末に民間事業者等へ全ての分譲資産を特別分譲して分譲事業から撤退し、現在は主に既分譲住宅に係る瑕疵担保責任の義務の履行などの残務事務を行っている（少なくとも瑕疵担保責任の義務の履行が必要である平成27年度までは法人として存続）。事業収入がない中、通信費等の経費を要したことから、19年度当期収支差額は33千円のマイナスとなっているが、今後とも、当法人の責任を全うするため、必要最小限の費用で適切に残務事務を行っていただきたい。
- ・昨年度の2次評価でも触れた「分譲事業撤退に伴う県出資金の引揚げ」については、国との調整を進め、県が出資している基本財産50,000千円のうち40,000千円の取り崩しを行い、20年2月に県への返納手続きを完了している。

【収入増加に向けた取組み】

- ・当法人は分譲資産は既に全て処分しており、残務処理のみを行っている法人であるため、収入増加に向けた取組みはない。

〔県の関与の適正化〕

財政的関与の見直し

- ・今後は、平成18年度に受けた県からの補助と基本財産（10,000千円）の運用等により業務を行うこととしており、更なる県の財政的支援の予定はないことから、引続き経費の節減に努める必要がある。

〔総合的評価〕

- ・17年度末に分譲事業から撤退したところであるが、既分譲住宅に係る瑕疵担保責任の履行などの残務事務があることから、今後とも県民の信頼を損なわないよう、必要最小限の経費で適切に残務事務を行うこと。